

【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

支援センター中(就労継続支援 B 型事業)

【事業目的】

大阪府指定の就労継続支援 B 型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援 B 型を提供する。

【運営方針】

- 1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援 B 型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】

大阪府大阪市東成区玉津 2 - 11 - 28

【利用者定員】

40名

【職員配置】

管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名

職業指導員 6 名(送迎及び運搬業務担当者含む) 生活支援員 3 名

【営業日及び営業時間等】

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時 45 分までとする。
ただし、国民の祝日、8 月 13 日から 8 月 15 日、12 月 29 日から 1 月 4 日までを除く。
- (2) サービス提供日 月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。

【指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者】

知的障害者(18歳未満の者を除く)

【指定就労継続支援B型の内容】

- (1) 個別支援計画の作成
 - (2) 食事の提供
 - (3) 身体等の介護
 - (4) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
 - (5) 就労の機会の提供及び生産活動(委託加工、自主製品作成)
 - (6) 実習先企業等の紹介
 - (7) 求職活動支援
 - (8) 職場定着支援
 - (9) 生活相談
 - (10) 健康管理
 - (11) 訪問支援
 - (12) 送迎サービス
 - (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2)から(12)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、以下の費用を利用者の負担とする。

昼食 1食につき380円

日用品費の実費

送迎サービスの提供に係る費用 月額13,000円ないし日額800円

その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

【工賃の支払等】

1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

利用者は、サービスの利用に当たっては、利用契約解除の要件となるので、次に規定する

内容に留意すること。

- (1) サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、督促に応じないこと。
- (2) 入院3ヶ月に至っても復帰目途のない長期欠席となること。
- (3) 他者の生命、身体、財産、信用を傷つけること。

【通常の事業の実施地域】

大阪市、八尾市の全域とする。

【今年度特に取り組む事業活動】

1 本人支援

- (1) 日常的なコミュニケーションによって信頼関係を強め、楽しく自分らしい生活にむけた本人の意向、意欲、自信等の自己表現を支援する。
- (2) 本人の最大の生活環境である家族とも日常的なコミュニケーションによって信頼関係をつくっていく。

2 作業活動支援

- (1) 下請け・自主生産・請負業務等、利用者の興味や適性をふまえて作業意欲ならびに目標や見通しをもった作業姿勢の向上が図れる作業内容の提供を調整する。
- (2) 工賃アップと作業体制の安定化に向け、下請け作業への依存度を軽減し、さをり作業等の自主生産種目を拡充する。
- (3) 支援センター中・郷において新たな作業種目および日課プログラムを立ち上げる。

3 生活支援

- (1) 楽しく自分らしい生活にむけた生活スキルの向上や余暇ツールの活用を支援する。
- (2) 将来の生活イメージの把握のため、グループホーム・ケアホーム・ショートステイ等の見学・体験利用を支援する。
- (3) 生活習慣病等の対応支援等、健康的な生活の支援をおこなう。

4 支援体制

職員全員が利用者・家族とのパートナーシップの当事者として自信と意欲をもって支援にあたれるよう、日常的な職員相互のコミュニケーションを図り、スーパーバイズおよび研修等を活用できる体制をめざす。

【年間行事】

年間行事ならびに月例の余暇企画については利用者の意見要望や身体的状況等をふまえ、社会経験や生活意欲の向上を目指して実施する。

- ・ 地域における交流イベントへの参加
- ・ 大阪大会や本人企画の行事等への参加
- ・ ボウリング大会やバスツアー

- ・ 年末・年度未企画
- ・ 「自分はどう思うのか、何をしたいのか」等、自主性を涵養するための取り組みや金銭管理、対人関係等のソーシャルスキルの学習をおこなう。

社会政策研究所

知的障害を主軸に社会政策全般についての調査研究等を行い、その知見を広く社会に提供することで、だれもが住みよい社会づくりの一助に帰することを目的として、また、これとあわせて、組織が成立して50周年を迎える当法人の社会的貢献の象徴として社会政策研究所を運営します。

具体的には、次の5つの機能を50周年記念事業実施に向け順次整備していきます。

相談機能(コンサルテーション consultation)

相談室を設け、社会福祉士や相談支援専門員等を登録し、各種相談に対応する。

交流機能(コミュニケーション communication)

会員や関係者の自由な意見表明、情報交換の場として以下のプログラムを提供する。

政策フォーラム、政策ゼミナール、大阪相談支援ネットワーク会議、研究発表会等

協働機能(コラボレーション collaboration)

大阪育成会の会員や各組織、活動、事業などのフィールドを介して、様々な研究会や研究者と共同し、支援策や支援プログラム等を開発・提供する。

ケアマネジメント研究、性教育研究、社会関係障害研究、権利擁護研究など

調整機能(コーディネーション coordination)

支部をはじめ各地で開催される研修会や学習会・講座等に、講師を紹介する

提言機能(プロポーザル proposal)

行政機関等に対し各種施策提言や政策提案などを行う

なお、研究所運営にあつたては、客員研究員制度を効率的に活用することとします。

所在地 大阪市天王寺区生玉前町5 - 33 大阪府障害者社会参加促進センター2階

職員 所長 1名 客員研究員 5名(平成21年4月1日現在)

事業 政策フォーラム 随時

政策ゼミナール 毎月

研究所研究発表会 1月

ふるむわん研究発表会 3月 ほか